

社会福祉法人一麦会の 就労訓練事業（中間的就労） 開拓

社会福祉法人一麦会

執行理事 柏木克之

平成24年より就労訓練事業を実施する

- 平成8年頃から地域のひきこもり、ニート、高校中退者等の相談支援を実施し、法人内での雇用や企業等への就労移行支援を行ってきた。
- 平成24年より本格的に就労訓練事業を実施する。地域の障害者相談支援事業所等より10名の対象者の就労訓練を引き受ける。
- 障害者就労支援施設での農業、農産加工、農産物直売所、飲食、宅配事業等、職員の補助業務を実施する(障害者支援ではない)
- 就労訓練の結果は、企業への就職3名、法人雇用1名、法人関連事業所への就職3名、就農1名、就労訓練継続2名となる。

中間的就労支援マニュアルを作る

①社会人マナー

- ・企業が新入社員を対象に実施している内容を参考にして、就労訓練期間中に習得したほうが良いと考えられる部分をまとめる。
- ・身だしなみ、言葉使い、お辞儀の仕方、電話の対応、名刺の出し方、受け取り方等の振る舞いに関する事や、勤務態度、仕事の進め方等

②現場における就労訓練

- ・対象者に対して、福祉的な配慮をしながら仕事の量と質の向上を進めていく。
- ・特性を考慮した上で、作業工程を整理し個人に応じた作業を考える。
- ・対象者に仕事に対する意見を聞く、一方的に押し付けるのではなく、出来るだけ理解してもらう。

③就労に必要な基礎的計数管理

小売業・製造業・飲食業等で使われている基礎的計数管理。

就労訓練対象者の特性

- 出勤日数や勤務時間を配慮しなければならない場合が多い。
- 仕事内容のスキルを習得しても、精神面の強化は簡単ではない、過度なストレスには耐えられない。
- 責任を課せられる仕事には適応できないが、ゆるやかな職場環境なら適応できる。
- 出来る仕事を優先的に提供し、苦手な仕事は無理にさせられない。
- 学歴の高い対象者も多く、軽易な仕事では満足できない。知的な仕事を希望する人もある程度存在する。
- 事業所にとって、貢献してもらえ人材に成長するまでには、期間が必要。

就労訓練事業を実施する為には

- 事業所に経営体力がないと、福祉的配慮を行う余力がなく就労訓練事業は難しい。
- 社会福祉法人の優位性を活かして就労訓練事業を実施する（税制面の優遇・福祉事業収入で事業経費を補填する）
- 就労訓練事業には福祉と事業経営の二つの専門性が必要。
- 将来的には経済的自立ができるスキルの習得が必要。

法人がひきこもり・ニート・長期失業者等であった人達を雇用(パート職員)している現場

農産加工所(製造業)



農産物直売所(小売業)



配達業務



印刷



クリーニング



相談支援事業

生活訓練事業



就労訓練終了者が中心となって 運営する農産物直売所



独居高齢者宅への配達



レジ・接客



農産物収集



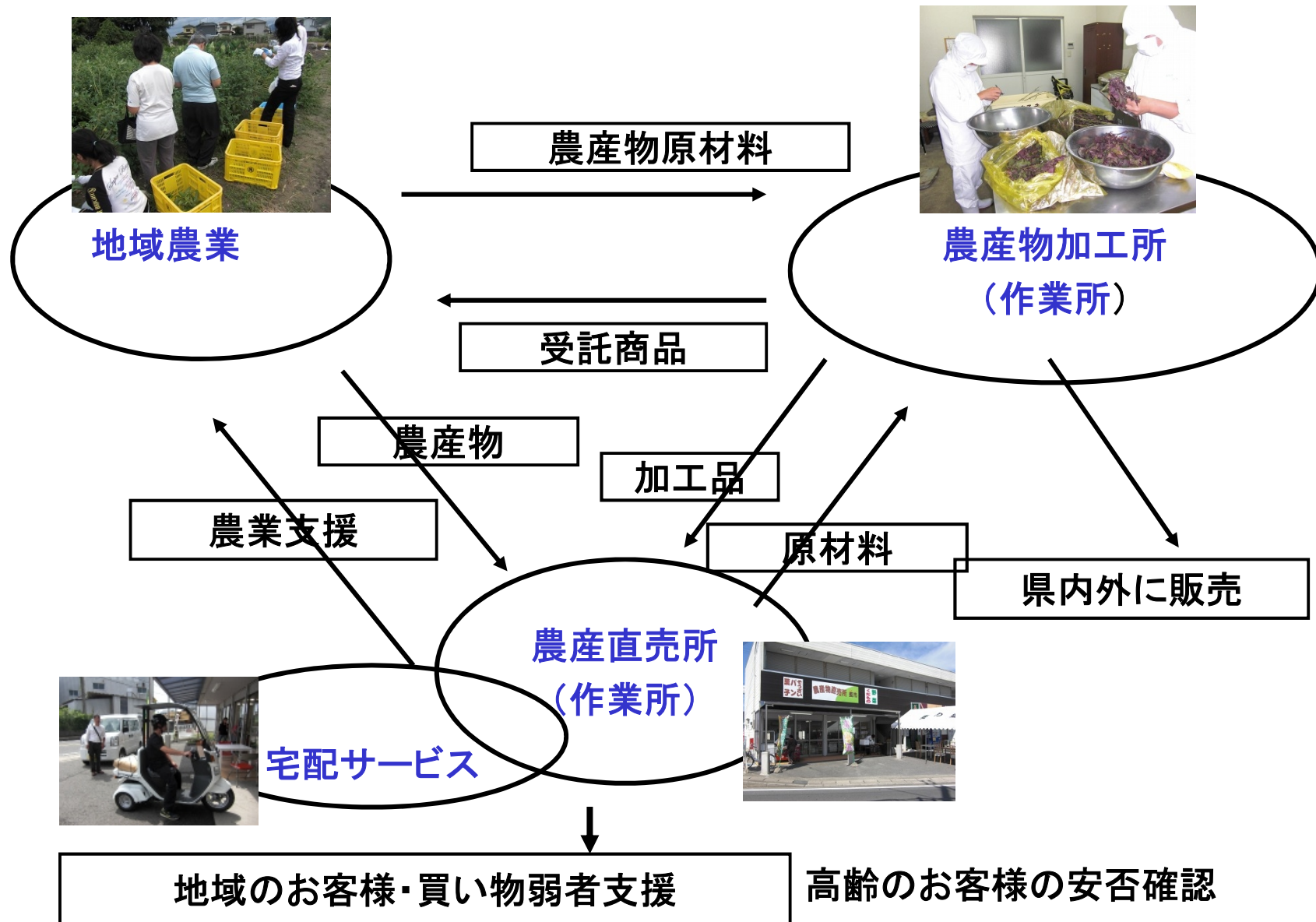
社会福祉法人を母体にして 社会的事業をおこなす

古民家を改築して農家レストランを開業する



- 社会福祉法人や関連施設での雇用だけでは限界がある。
- 地域資源を活かした6次産業化の推進で生活困窮者の雇用機会を創出する。

地域における6次産業化(農業・農産加工業・農産物直売所の連携)の中で雇用を創出する



- 地域農業は農家の高齢化や後継者不在で人手不足であり、地域のニーズはある。
- 地域ニーズに適合した業種に携わることにより、社会とのつながりが生まれやすい。
- 地域社会に貢献しているという自覚は、就労意欲の増進につながると見込まれる。
- 対象者は就労訓練の成果から判断すると、6次産業化の仕事には比較的対応できる

- 地域農業関係者と連携し、生活困窮者の就労が地域農業の支援と活性化につながるものにしたい。
- 地域社会が必要としている事で、企業が手がけても採算が合わない事業は、社会福祉法人が実施すべきだと考えています（社会的事業）
- 生活困窮者自立支援制度を活かして、地方においては地域経済を底上げし、日本再興の一役を担うものにしていきたい。